

鹿児島産業保健総合支援センターでは、身近で有用な情報を四半期に1回、当センターから毎月初めに配信したメールレター（無料）の内容を中心にまとめて、本紙によりお伝えしております。

鹿児島産業保健総合支援センター所長就任のご挨拶

草野 健



本年4月1日付で鹿児島産業保健推進センターは鹿児島産業保健総合支援センターとなりました。

単なる名称変更ではなく、産業保健事業の再編に伴う変更ですが、そういう時期に私が鹿児島産業保健総合支援センターの所長を委嘱されました。非常勤所長ではありますが、会長の池田先生、担当理事の川原先生のご推挙を受け、また松下敏夫先生のご推薦も頂いていますので、微力ながらもでき得る限りの務めを果たそうと思っています。

産業保健事業は従来、産業保健推進センターが産業保健スタッフ等の相談・研修・情報提供などの事業を行い、メンタルヘルス対策支援センターが職場のメンタルヘルス対策を支援し、地域産業保健センターが労働者50人未満の事業場に対しての産業保健サービスを行っていました。

平成24年12月に日本医師会は、上記三事業を一元化し、労働者健康福祉機構を設置主体としつつ医師会が主体的に関与して事業を運営する、などを骨子とする「地域産業保健センター、産業保健推進センター並びにメンタルヘルス対策支援センター事業の一括運営について」の要望書を提出しました。これは、「事業仕訳」により都道府県センターが整理され32県のセンターが連絡事務所となるなど、医師会との連携が薄くなり、各種の齟齬やモチベーションの低下等が現れてきたことへの改善策でもありました。

三事業を一体化することで「ワンストップサービス」も具体化でき、各県センターの再設置により医師会が主体的に運営に関与できるようになりました。

三事業一体化によるメリットとしては、各種事業の効率化、事業場からの相談のワンストップサービスと総合的な支援の実現、事業場訪問時間の拡充などによるきめ細かな指導・支援の実施、などが挙げられています。

三事業一体化のメリット・効果を確実にするために、県のセンターに運営主幹、地域産保に地域運営主幹を設置し運営協議会等を通じた運営への参画や郡市医師会との連携の強化を図り、県センターに労働衛生専門職を配置して従来の統括コーディネーターの業務と県センター事業の企画立案への参加などと地域センターとの連絡・調整の強化を行うこととなりました。

産業保健事業は、地域の健康・疾病状況を仕事を通じて実感している医師会の先生方こそが担える事業です。産業医だけでなく、県および郡市の医師会が医師会として主体的に運営に関わることなしには産業保健の成果は得られないといえます。

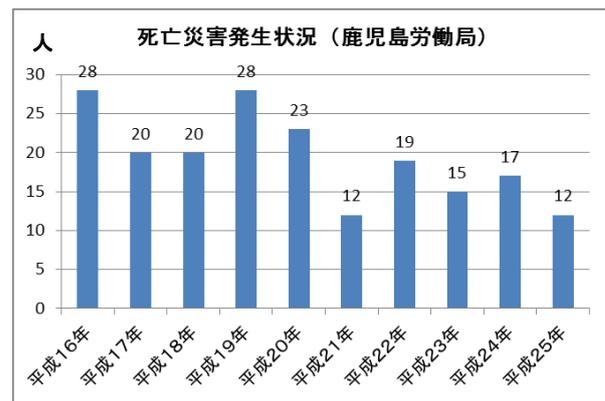
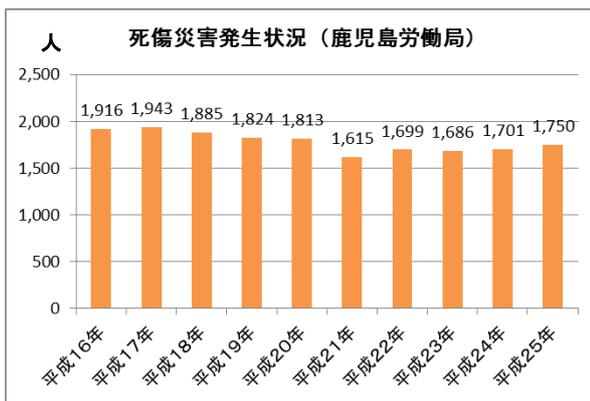
私自身、現役時代から日常診療の傍らではありましたが、労働衛生コンサルタントとして多くの事業場の衛生診断や指導、さらに産業保健スタッフの研修にも携わってきました。これらの経験を活かしつつ、センター職員一同と力を併せて産業保健の推進に尽力する所存です。先生方および組織としての医師会のご指導・ご協力を心よりお願い致します。

平成25年における労働災害発生状況（確定版）について（鹿児島労働局）
死亡者数は減少するも、死傷者数は増加！

平成25年における鹿児島県内の業種別労働災害発生状況が発表されました。

休業見込日数4日以上死傷者数は1,750人で、死亡者数は12人となっています。

これは、平成24年と比べ、死傷者数は+49人（+2.9%）で、特に建設業（+42人、+15.7%）や運輸交通業（+25人、+13.3%）で大幅に増加しています。また、死亡者数は-5人（-41.7%）で、ここ10年間では平成21年に並んで最少となっています。



詳細⇒ http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/toukei/saigaitoukei_jirei.html

第8次粉じん障害防止総合対策の推進について（厚生労働省）

粉じんによる健康障害を防止するため、平成25年度から平成29年度までの5か年間で推進期間とした総合対策が進められており、今年度はその2年目となります。

詳細⇒ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/0309-1a.pdf>

メンタルヘルス対策における登録相談機関のご案内

登録相談機関とは、国の登録基準を満たしていることが確認された機関で、事業者と契約を結び、有料で、面接による労働者の心の健康に関する相談を行う専門機関です。

鹿児島県内には、3か所の登録相談機関があります。

詳細⇒ http://sanpo-kagoshima.jp/about/mental/organ_list.html

様式等の紹介！

一般のプリンタ等で印刷し、必要事項を記入することで都道府県労働局・労働基準監督署への手続きの際に使用することができます。

◎ 安全衛生関係主要様式

詳細⇒ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei36/

◎ 労災保険給付関係請求書等様式

詳細⇒ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/rousaihoken06/

職場巡視研修会（平成25年度）

平成25年度に開催した職場巡視研修会の様子です。
各事業場のご協力をいただき、有意義な研修会となりました。



安全第一

平成26年1月18日（土） インフラテック株式会社 鹿屋工場（鹿屋市）



事業内容等説明



工場内巡視

平成26年1月25日（土） 株式会社新生組（仮称）鹿児島労働衛生センター新築工事（鹿児島市）



工事内容等説明



現場内巡視

～相談員からのメッセージ～

● **がん患者の就労支援について**

基幹相談員 小田原 努(担当分野:産業医学)

最近、医療の進歩と従業員の高齢化に伴い、がんと闘いながら働く人が増えてきました。産業医として復職を検討する面接でも、以前は胃がんや大腸がんなどが多かったものですが、最近では肺がんや乳がんの方が圧倒的に増えてきています。幸い復職できる方は、早期発見の場合が多いのですが、体力的に大丈夫なのか、治療を継続できるのか不安に思う患者も多いようです。また受け入れる職場も、どのように業務の調整や配慮をすれば良いのか、急変はないのかと不安に思うことも多く、産業保健スタッフのいない事業所では、元の職場で働きづらくなっている方も多いようです。事業所の方で、お困りのかたはぜひ地域産業保健センターや産業保健推進センターにご相談ください。

● **サードハンドスモーク**

特別相談員 橋口良紘(担当分野:産業医学)

一次喫煙の弊害については広く知られるようになり、さらに二次喫煙(受動喫煙)について論議されることとなりました。第12次労働災害防止計画では受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にするという目標を掲げています。最近新しい概念として三次喫煙「サードハンドスモーク」が取沙汰されています。これは「残留受動喫煙」ともいわれ、煙が消失した後、煙に含まれる有害な化学物質が喫煙者の髪の毛、衣類、部屋のカーテン、ソファなどに付着し、それが汚染源になって、第三者がたばこの有害物質に暴露されることをいいます。車や部屋の内部に残留するタバコのニコチンが、大気中の亜硝酸と反応して発がん物質であるニトロソアミンが作られることが判明しています。さらに調査すると三次喫煙にはポロニウム210(内部被爆による発ガン)を含む11の発がん性物質が見つかってきています。小さな子供たちは床を這いずり回り、手を洗わないために有害物質に接触する機会が多く、サードハンドスモークは乳幼児に危害を引き起こす頻度が高いとされています。現在では研究途上でその影響の実際の大きさは示されていません。

サードハンドスモークの概念からすると、室内や車内は絶対にスモークフリーにすることが必要であると痛感させられます。

● **ペットとメンタルヘルス**

基幹相談員 長友医継(担当分野:メンタルヘルス)

ペットは我々の精神的な健康に大きく寄与しています。アニマルセラピーがその代表的なものです。これは、医療従事者が治療の補助として用いる動物介在療法と動物とのふれあいを主とした動物介在活動に分けられますが、子供では自己評価や自己統制が良好になり、高齢者では生きがいややる気が生まれまるといわれています。

一方では、「ペットを失う」ことで、学校や会社に行けなくなるなど社会的な不都合を生じたり、次のペットをなかなか飼えなくなるということもあるようです。なかには、ペトロス症候群といわれるメンタルヘルス不全に陥る方もおられます。ペットは家族の一員であるからだからこそ思われます。

そのようなペットには、栄養や環境など様々な配慮が必要であることは周知のことです。しかしなかには、飼い主が転居などを機会にペットを飼うことが難しくなると、放置してしまうことも多く、問題になっています。また、放置にまでは至らなくても、飼い主もペットも年を取ると「老老介護」となり、自宅での飼育が困難になることも多いようです。このような状況では、ペットの老人ホームを利用される飼い主もおられるようです。

昨年9月から、ペットが最後を迎えるまで責任を持って飼育することが義務付けられました(改正動物愛護管理法)。年間4000匹以上の犬猫が殺処分されています(南日本新聞平成26年3月2日記事)が、本法の施行によりこのような悲しいことがなくなるように願っています。

★研修・セミナー予定及びメールレターの申込方法等については、当センターHPをご覧ください。★
本紙に対するご意見等をお寄せください! ⇒ E-Mail info@sanpo-kagoshima.jp